

# 捜査・公判協力型取引と 協力者供述・証言の信用性評価

——アメリカ合衆国における反対尋問権・陪審説示を参考に——

吉田 有希

- 1 はじめに
- 2 反対尋問権
- 3 陪審説示
- 4 考 察
- 5 おわりに

## 1 はじめに

東京地裁令和4年3月3日判決は、刑訴法350条の2以下の協議・合意を結んだ証人につき、「その信用性については特別の考慮が必要となる」とし、当該協力者証人の「供述の信用性は、客観的な証拠や信用できる第三者の供述等といった裏付け証拠が十分に存在するなど積極的に信用性を認めるべき事情があるかという視点から慎重に検討すべきである。そして、直接の裏付け証拠がない供述部分については、供述した事項の性質・内容のほか、当該事項に関連するところの動かし難い事実関係に照らして供述内容が確かであるかという視点からより慎重に検討すべきである」と判断した。

同裁判所は、協力者証言を裏付け証拠の十分性や事実関係に照らして評価する必要がある理由に、当該証人が自己に有利な取り扱いを得るため検

察側に迎合的な供述・証言をする理由を持つこと、被告人の共犯者であるため責任転嫁をしたり引き込みをしたりする危険があること、事件が長期間にわたることもあって記憶の減退がある部分については検察側の意に沿った証言をする可能性があることを挙げる。これらは、あくまで当該事件の協力者証人との関係で危険性を指摘するにすぎない。しかし、そのほとんどは協議・合意に基づき協力者となった証人に一般的かつ抽象的に認められるといえよう。およそ協力者証人の信用性評価に際して、「客観的な証拠や信用できる第三者の供述等といった裏付け証拠が十分に存在するなど積極的に信用性を認めるべき事情があるか」、「動かし難い事実関係に照らして供述内容が確かであるか」によって判断すべきという基準を示したようにも見える。

協議・合意制度では、協力者の虚偽供述のおそれをどのように考えるべきかが中心的な課題の一つとされてきた<sup>1)</sup>。検察官は、標的となる刑事事件を解明するため、協力者となりうる被疑者・被告人に刑の減軽等の利益を与えることを約束し、捜査や公判上の協力を求める。何らかの利益と引き換えに供述や証言を行わせるものであるから、協力者は恩典を得るために検察側に有利な供述を行う動機がある。法制審議会特別部会の議論の中でも、協力者証言の信用性評価の際には慎重な考慮を行わなければならないという意見が表明されている。たとえば「裁判所からしますと、こういう形で証人が出てきた場合には、その証人の信用性には、最初から少なくともある種の疑問符と言いますか、留保というものを持ってその証言を聞くということにな [る]」<sup>2)</sup>、「供述の信用性が認められるためには、他の信用性考慮要素、例えば、他の証拠との整合性等がより一層強く求められることになる」<sup>3)</sup>との発言が見られる。協力者証言にはほとんど補強証拠

---

1) この点に関する分析として南迫葉月「協議・合意制度における虚偽供述の防止についての研究 (1)～(5・完)」法学論叢180巻4号～181巻4号 (2017年) 等。

2) 特別部会第28回議事録28頁 [今崎発言]。

3) 同前 [上野発言]。

がいるかのような前記東京地裁の判断もまた、こうした問題意識を引き継いだものと位置づけることができるかもしれない<sup>4)</sup>。

協力者証言の信用性はどのように評価するのが望ましいか。本稿はこのことを捜査・公判協力型取引が頻繁に利用されるアメリカ合衆国の議論を手がかりに論じる。合衆国では捜査・公判協力型取引を結んだ協力者証人には高度の虚偽の危険性があるとする点で一致している。しかし、こうした危険性は証拠開示や反対尋問権、陪審説示という手続保障で克服できると理解されている<sup>5)</sup>。この手続保障のうち、公判段階で機能し、直接に協力者証人の虚偽を除去する役割を果たすと期待されているのが反対尋問と陪審説示である<sup>6)</sup>。協力者証人の虚偽のおそれに対抗するのに必要な反対尋問と陪審説示の保障はどのようなものなのか。この規範を確認することが捜査・公判協力型取引と信用性評価の関係を明らかにすることにつながる。

以下では連邦事件を素材として、まず反対尋問権の規律に着目し、虚偽の証言の危険性の原因である取引事実の位置づけを確認する。それから、陪審説示に関する連邦控訴審判例の判断を通じて、事実認定者である陪審に期待される信用性審査の方法を明らかにする。

---

4) 協力者供述・証言には類型的な虚偽のおそれがあるため補強証拠がなければその供述のみでは犯人性を認定することは経験則に反するとするものとして加藤克佳「刑事手続における協議・合意と供述証拠の収集・使用」専修ロージャーナル17号（2021年）12頁がある。また、吉川崇・吉田雅之「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）について（3）」法律時報70巻1号（2018年）79-80頁は、信用性評価には慎重な吟味が必要であり、検察官が裏付け捜査を尽くすことが重要だと指摘している。

5) *On Lee v. United States*, 343 U.S. 747, 757 (1952); *Hoffa v. United States*, 460 U.S. 293, 311-312 (1966); *Banks v. Dretke*, 540 U.S. 668, 702 (2004); *See United States v. Narviz-Guerra*, 148 F.3d 530, 538 (5th Cir. 1998).

6) *Hoffa*, 460 U.S., at 311-312. 捜査・公判協力型取引事件における陪審説示について述べた邦語文献として高田浩平「米国における司法取引を巡る公判実務」刑事法ジャーナル63号（2020年）74-75頁がある。

## 2 反対尋問権

### (1) 反対尋問の役割と対決権上の地位

反対尋問は事実認定者の面前で証人の証言の信用性を確認するための主要な手段である。証人の証言は、ある事件を正確に知覚し、その知覚を記憶し、記憶の内容を適切に表現し、表現した事柄と証人の記憶に齟齬がなく誠実である、という4つの前提を満たしたとき信用できる<sup>7)</sup>。証人の知覚・記憶・表現・誠実性に瑕疵があれば、何かしら信用性に欠ける点がある。このことを確かめるための手段が反対尋問である。それゆえ、反対尋問は真実発見のために欠かすことができないと理解されている<sup>8)</sup>。

一方で、反対尋問には弊害がないわけではなく、無制約に許されるべきではない。信用性を減殺しようとするあまり証人の名誉を貶めたり、過度の攻撃につながったりすることがあるからである。また要点から外れた反対尋問は訴訟の遅延をもたらしかねない。そこで、たとえば連邦証拠規則611条(a)は「裁判所は、(1) 真実発見のため手続を効果的なものにし、(2) 無益な時間の浪費を避け、また(3) ハラスメントや不当な当惑から証人を保護するなどのために、証人尋問と証拠提出の態様や順序について合理的制限を行使しなければならない」としている<sup>9)</sup>。適切な訴訟進行のために裁量によって反対尋問制限をすることが認められているのである。

他方、反対尋問権は合衆国憲法第6修正に定められた対決権条項に内在する権利と認められる<sup>10)</sup>。証人の信頼性は反対尋問によって吟味しなけれ

---

7) CHARLES ALAN WRIGHT & VICTOR JAMES GOLD, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE § 6092 (2d ed.).

8) See *Pointer v. Texas*, 380 U.S. 400, 405 (1965); *Chambers v. Mississippi*, 410 U.S. 284, 295 (1973).

9) Fed. R. Evid. Rule 611 (a).

10) *Pointer*, 380 U.S. at 404.

ばならない<sup>11)</sup>。このため反対尋問は憲法上の権利である。しかし、憲法上保障されるのはあくまで「効果的な反対尋問の機会」である。「対決権条項は効果的な反対尋問の機会を保障するものであって、いかなる点、範囲でも、弁護人の望んだような効果的な反対尋問をすることを保障するものではない」からである<sup>12)</sup>。あらゆる反対尋問が憲法上の保護に値するわけではなく、対決権上許さなければならない反対尋問とそうでない反対尋問に区別されるのである。

このように、対決権侵害の有無が争われるのは、公判廷外供述を許容した事件のみならず、法または公判裁判所が反対尋問の範囲を制限した事件を含み<sup>13)</sup>、そのような事件では「効果的な反対尋問の機会」の保障に何が必要なかが問われるのである。その際に重要な要素となるのは、反対尋問で明らかにしようとした弾劾事実の強さである。このため、反対尋問制限に関する争いでは当該弾劾事実にとどの程度の証拠価値があるかが抽象的に考慮されることになる。

## (2) *Delaware v. Van Arsdall*

捜査・公判協力型取引事件と反対尋問権の関係は、主としてこうした反対尋問制限を中心に発展してきた。捜査・公判協力型取引を結んでいることの反対尋問は対決権の保障範囲に含まれ、制限することは許されない。このことを明らかにしたのが*Delaware v. Van Arsdall*である<sup>14)</sup>。

本件は検察官と捜査・公判協力型取引を結んでいた証人について公判裁判所が取引に関する反対尋問を全面的に禁止したことが問題となった事件である<sup>15)</sup>。合衆国最高裁は、このような反対尋問制限は対決権侵害に当た

---

11) *Crawford v. Washington*, 541 U.S. 36, 61 (2004).

12) *Delaware v. Fensterer*, 475 U.S. 15, 19-20 (1985).

13) *Id.* at 18.

14) *Delaware v. Van Arsdall*, 475 U.S. 673 (1986).

15) *Id.* at 676.

ると判断した。合衆国最高裁によれば、「検察側に有利な証言をする動機が証人にあると合理的に認定しうる出来事について反対尋問を除外することは被告人の対決権上の権利を侵害する」<sup>16)</sup>。ある反対尋問制限が対決権侵害に当たるかはその反対尋問が「証人に典型的な偏頗があることを示し、証人の信頼性に関する妥当な推認を陪審が引き出すことのできる事実を明らかにするため」に行われるものといえるかによる<sup>17)</sup>。本件反対尋問はこの要件を満たす。被告人は「弁護人の計画していた反対尋問が行われていれば、合理的陪審は〔証人〕の信用性について相当に異なる印象を持った可能性がある」ことを立証した<sup>18)</sup>。したがって本件のように取引事実に関する尋問は効果的な反対尋問を行うために必須であって、これを制限することは違法である。

このように *Van Arsdall* は協力者証人の結んだ合意について反対尋問を行うことが対決権の要請であり、証人の信用性を正しく評価するために不可欠であることを示した。その根拠は、「証人の信頼性に関する妥当な推認を引き出すことのできる事実」であることや、陪審が「信用性について相当に異なる印象を持った可能性がある」ことに求められる。したがって *Van Arsdall* の判断は捜査・公判協力型取引の合意が一般的・抽象的に強い弾劾効果を持つことを認めている。弾劾証拠としての価値が小さいのであれば陪審の信用性評価を左右するとはいえないからである。取引事実の存在を指摘しなければ適切な信用性評価が妨げられるといえるほど、証人の信用性に影響する程度が大きいことが示されている。

### (3) 偏頗による弾劾の一類型としての取引事実

しかし、*Van Arsdall* が反対尋問制限に対決権侵害があると認めたのは、捜査・公判協力型取引事実が他の弾劾事実と比較して特に大きく信用性を

---

16) *Id.* at 679.

17) *Id.* at 680.

18) *Id.*

減殺させるからではなかった。むしろ、*Van Arsdall*の判断で目立つのは偏頗による弾劾というカテゴリーへの着目である。「検察側に有利な証言をする動機が証人にあると合理的に認定しうる出来事について反対尋問を除外することは被告人の対決権上の権利を侵害する」と判示しているように、*Van Arsdall*で重視されているのは取引事実それ自体というよりも取引事実が偏頗による弾劾に当てはまることである。

偏頗とは、当事者の片方に有利または不利になるよう証言内容を歪ませる証人の精神状態のことをいう<sup>19)</sup>。好意や敵意など、さまざまな人間関係や利害関係が偏頗に当たる。証人が検察側と取引を結んでいる事実は偏頗を生じさせる事情の典型である。偏頗は証言能力の瑕疵や自己矛盾供述等と並んで一般的な信用性の弾劾方法の一つに数えられる。他の弾劾方法と異なるのは、合衆国最高裁判例によって対決権の保障範囲に含まれることが明らかになっている点である<sup>20)</sup>。このことを示した*Davis v. Alaska*<sup>21)</sup>は次のような事件だった。

検察官は証人である少年に非行歴があることの反対尋問を禁止する保護

---

19) KENNETH S. BROUN ET AL., MCCORMICK ON EVIDENCE, 205-206 (7th ed. 2014); Wright & Gold, *supra* note 7, at § 6095. 証人の信用性を減殺させる弾劾方法は大きく5つの類型に分けることができる。偏頗はこのうち1つをなす。他4つの弾劾類型には証言能力の瑕疵 (incompetency), 前科等の事実が示す不誠実な性格 (character for untruthfulness), 自己矛盾供述 (prior inconsistent statement), 証言内容と相反する事実の立証 (specific contradiction) がある。これらは証人の知覚・記憶・表現・誠実性のいずれか一つ以上に疑問を生じさせる事実である。See Daniel Blinka, *Why Modern Evidence Law Lacks Credibility*, 58 BUFF. L. REV. 357, 365 (2010).

20) See Ani Oganessian, *The Confrontation Clause: Employing the “Greatest Legal Engine Ever Invented for the Discovery of Truth” to Promote Justice in Criminal Courts*, 51 LOY. L. A. L. REV. 681, 691 (2018); See also Rosanna Cavallaro, *Rape Shield Evidence and the Hierarchy of Impeachment*, 56 AM. CRIM. L. REV. 295, 299 (2019); *Nevada v. Jackson*, 133 S.Ct. 1990 (2013).

21) *Davis v. Alaska*, 415 U.S. 308 (1974).

命令を申し立てた。弁護側は異議を述べ、非行歴の尋問は少年が保護観察の取り消しを恐れて捜査機関に迎合的な供述をしたおそれを示すために必要だと主張した。裁判所は弁護側の主張を退けて保護命令を発した。弁護人は証人の証言の動機を十分に追究することができなかつたため対決権侵害があるとして上訴した<sup>22)</sup>。

合衆国最高裁は本件反対尋問制限が対決権侵害に当たると判断した。「証人の証言の動機を明らかにすることは憲法上保障された反対尋問権の適切かつ重要な役割であり、偏頗の反対尋問は許されなければならない<sup>23)</sup>。その理由は偏頗の弾劾証拠としての強さである。「証人の信用性へのより特定の攻撃をもたらすのは証人の偏頗や偏見、隠された動機について反対尋問を行うことである。これらは当該事件の争点や特質に直接関係しうるものだからである。証人の最良は公判で探究すべき問題であって、信用性を減殺し、証言の重要性に影響を与えるものとして常に関連性を持つ」<sup>24)</sup>。本件弁護人は、反対尋問が禁止されたために「陪審が証人の信頼性に関する適切な推認を引き出すことのできる事実」を明らかにできなかった<sup>25)</sup>。このため効果的な反対尋問権の侵害がある。

このようにDavisは、偏頗による弾劾というカテゴリー自体に高い信用性減殺効果が備わっているとの考えを示している。こうした性質は、定義上、偏頗というカテゴリーに当てはまる弾劾事実にあまねく認められるものといえよう。偏頗事実は、証人が検察官から利益供与を受けていること以外にも、被告人への不満、捜査官との性的関係、人種差別傾向などを挙げることができるが、これらの事実もまた反対尋問制限をすれば対決権侵害になることが合衆国最高裁や連邦控訴裁判所によって認められており<sup>26)</sup>、捜査・公判協力型取引を結んだ事実と同様に、反対尋問を行わなけ

---

22) *Id.* at 310-311.

23) *Id.* at 317-318.

24) *Id.* at 317.

25) *Id.* at 318.

れば適正な事実認定ができないとみなしているのである。

捜査・公判協力型取引の合意は対決権上、必ず反対尋問で追究されなければならないのは、協力者証人の信用性が特殊というより、偏頗のある証人には一般的に信用性の問題があるとの考えが背景にある。反対尋問権保障のレベルでは、捜査・公判協力型取引を結んだ事実それ自体が特に注意を要すべきものとは理解されていないといえよう。証人が協力者であることと、それ以外の偏頗事実があることは、陪審の信用性評価を左右する抽象的可能性があり、反対尋問を許さなければならない点で、同じなのである。

### 3 陪審説示

#### (1) 陪審説示とは何か

陪審説示は陪審の事実認定を方向づけるために伝えられる法的事項の説明である。アメリカにおいて事実認定の権限を持つのは陪審である。しかし、一般市民から選ばれた陪審員は通常、法的専門知識を身に付けていない。こうした人々が適切に事件を解決するためには法とは何か、どのように法を適用すべきかをまず知らせる必要がある。そこで陪審員を教育し、ガイドラインを示すのが陪審説示である<sup>27)</sup>。犯罪構成要素の定義や合理的

---

26) Olden v. Kentucky, 488 U.S. 227 (1988); See also, e.g., U.S. v. Figueroa, 548 F.3d 222 (2nd Cir. 2008); Henry v. Speckard, 22 F.3d 1209 (2nd Cir. 1994); Brinson v. Walker, 547 F.3d 387 (2nd Cir. 2008); Wealot v. Armontrout, 948 F.2d 497 (8th Cir. 1991); U.S. v. Willis, 647 F.2d 54 (9th Cir. 1981).

27) See Derek Simmmonse, *Teach Your Jurors Well: Using Jury Instructions to Educate Jurors about Factors Affecting the Accuracy of Eyewitness Testimony*, 70 Md. L. Rev. 1044, 1069 (2011). なおアメリカの陪審説示を論じた邦語文献として伊藤博路「陪審における説示と評議——素人の事実認定の可能性と限界——」北大法学45巻3号（1994年）133頁、丸田隆「裁判官と裁判員の事実認定方法」79号（2013年）146頁以下等がある。

疑いを超える証明の意味など、事件に関係する法を陪審に説明する。これらの説示を参考にして陪審は法を当てはめる。

適正な事件処理を行うために陪審説示は欠かすことができない。被告人が公判審理に基づいて公正に裁かれたといえるには的確な陪審説示がなされる必要がある。いくら公判手続が適切に行われていようとも、法の当てはめが不適切であれば法に基づいて事件を解決したとみなすことができないからである。陪審説示の誤りを理由に破棄される有罪判決は少ないとはいえず<sup>28)</sup>、事実認定の正確性を担保するために果たす役割は大きい。

陪審説示は裁判所が自発的に行うのみならず、当事者双方が実施の請求をすることもできる<sup>29)</sup>。とりわけ弁護側は請求した説示が証拠によって支えられ、法を正しく述べたものである場合、陪審説示の権利を得る。ただし、裁判所は当事者の請求した文言通りの説示をする義務はない。また、すでになされた他の陪審説示が実質的に同じ内容を表しているならば繰り返す必要はない<sup>30)</sup>。

公判手続や実体法に関する事項のみならず、証拠の取り扱いに関する説示も行われる。このような説示は証拠説示と呼ばれ、陪審員に一定の証拠を考慮する際の基準を説明する<sup>31)</sup>。証拠説示には信用性に関する説示も含まれる。協力者説示は信用性に関する説示の特殊なバージョンの一つである。

## (2) 協力者証言と模範陪審説示

こうした陪審説示は類型化になじみやすいこともあり、法域ごとに模範陪審説示が定められている。協力者証言に関する説示も同様であり、たと

---

28) Wright, Fed. Prac. & Proc. Crim. § 481.

29) See Fed. R. Crim. P. Rule 30.

30) See U.S. v. Maggard, 156 F.3d 843, 850 (8th Cir. 1998).

31) William H. Erickson, *Criminal Jury Instructions*, 1993 U. Ill. L. Rev. 285 (1993).

えば第9巡回区では「あなた方は〔証人名〕の証言を聞いた。この証人は当該事件との関係で〔利益、金銭報酬、好ましい取り扱い〕を検察官から受けている。こうした理由から、〔証人名〕の証言を評価するにはその証言が報酬等の影響を受けていないか、受けているとしてその範囲を考慮すべきである。加えて、〔証人名〕の証言は他の証人よりも大きな注意を払って検討すべきである」というような説示が行われる<sup>32)</sup>。

どの程度の説示をすべきかは裁量に委ねられており、模範陪審説示の内容にも法域ごとにバリエーションがある。たとえば、協力者証言の信用性水準について、第5巡回区、第6巡回区、第9巡回区、第10巡回区、第11巡回区では、「通常の証人よりも大きな注意を払って証言を考慮すべき」というような説示がなされるのに対し<sup>33)</sup>、第1巡回区、第3巡回区、第7巡回区では、「特に」・「大きな」、あるいは単に「注意を払って、証言を考慮すべき」だとの説示がなされる<sup>34)</sup>。また、協力者証言に吟味が必要となる理由を示すものもあるが、他の巡回区ではそこまでの説示は要求されていないことが多い。いずれにせよ、おおむね、当該証人が協力者証人であること、取引によって証言に影響があったと考えられる範囲を決めなければならないこと、協力者証人の信用性評価が他の証人と比較して慎重に考慮しなければならないこと、の三点を指摘する内容になっているのが一般的である。陪審が模範説示を受けて信用性評価を行ったのであれば、違法はないとされることがほとんどである。

---

32) Model Crim. Jury Instr. 9th Cir. 3.9 (2022).

33) Pattern Crim. Jury Instr. 5th Cir. 1.15 (2019); Pattern Crim. Jury. Instr. 6th Cir. 7.06A (2021 ed.); Pattern Crim. Jury Instr. 10th Cir. 1.14 (2021); Pattern Crim. Jury Instr. 11th Cir. SIS1.1 (2020).

34) Pattern Crim. Jury Instr. 1st Cir. 2.07 (1998); Mod. Crim. Jury Instr. 3rd Cir. 4.19 (2020); Fed. Crim. Jury Instr. 7th Cir. 3.05 (2020 ed.).<sup>35)</sup> Hoffa, 460 U.S., at 311.

### (3) 協力者説示をめぐる諸問題

#### ① 陪審説示の内容

一方で模範説示は協力者証言にはいかなる点で注意が必要であり、慎重な吟味のためにはどのように信用性を評価すればよいか具体的に指示するものにはなっていない。

一般に捜査・公判協力型取引には次のような危険のあることが知られている。まず、協力者は、捜査・公判協力と引き換えに、刑期を短縮し、身体的自由を確保するという重大な利益を得る。こうした利益は何らかの犯罪事実と直面した者にとって他に代えがたい価値がある<sup>35)</sup>。このため、実際は十分な情報を持っていなかったとしても、嘘の供述や証言をして取引を得ようとする危険性が高いと解されている<sup>36)</sup>。

また、取引をするか決める権限は警察官や検察官にある。すでに知っている情報のために取引を結ぶのでは意味がなく、有益で新しい情報が得られる見込みがあってこそ取引は成立する。協力者証人は警察官や検察官のニーズに応える捜査・公判協力をしなければならない。そうでなければ協力の程度が期待はずれと評価されて大きな利益は得られず、協力者の証言は意識的にせよ無意識的にせよ検察側の有利に傾きがちになる<sup>37)</sup>。

さらに協力者には警察官や検察官がどのような情報を期待しているかを察する機会がある。たとえば検察官は情報の内容を見極めるため取引に先

---

35) Hoffa, 460 U.S., at 311.

36) See Sam Roberts, *Should Prosecutors be Required to Record Their Pretrial Interviews with Accomplices and Snitches?*, 74 *FORDHAM L. REV.* 257, 272 (2008).

37) See Brittany R Cohen, *Whose Line is it Anyway: Reducing Witness Coaching by Prosecutors*, 18 *N.Y.U.J. LEGIS & PUB POL'Y* 985, 1001 (2015); George C. Harris, *Testimony for Sale: The Law and Ethics of Snitches and Experts*, 28 *PEPP. L. REV.* 1, 50 (2000).

立って協力予定者との事前協議を開く。このやり取りを通じて協力者は検察官がすでに収集している証拠関係を推測することができる<sup>38)</sup>。特に協力者が共犯者でもあるとき、自分の利害関係に関わる部分について自然な嘘を混ぜる危険が生じる<sup>39)</sup>。

協力者証言には以上のような危険がある。しかし、模範陪審説示はこうした危険性を具体的に指摘するものにはなっていない。単に他の証人よりも信用性に注意を払うべきことを伝えるにすぎない。むしろそれ以上に詳細な説示を行うことに裁判所は慎重な態度を取っている。ここでは第10巡回控訴裁判所のUnited States v. Valdezを例にとろう<sup>40)</sup>。

本件は証言取引を結んだ共犯者証人の信用性評価について被告人が具体的な説示を求めた事件であり、「一般常識に照らして共犯者は検察の不利になるよりも有利になるような嘘をつく利益のあることが多いと考えられる。特に量刑の言渡しがまだ行われていないときはそうである。犯罪者が嘘をつくのは犯罪者仲間を助けるためであって検察官から好意を得るためにそうすることはありえないと考えることは、世間で広く知られているよりも高潔な存在として犯罪者を見ることになる」という詳細な陪審説示を請求した<sup>41)</sup>。公判裁判所はこの要求を退け、代わりに「刑の減輕の可能性を得るなど、個人的な利益のために被告人に不利な証言をする証人は通常の証人よりも注意を払って慎重に評価する必要がある。陪審は証人の証言が自己の利益や被告人への偏見によって影響を受けているかを判断しなければならない」と模範陪審説示に沿った共犯者説示をした<sup>42)</sup>。被告人は説

---

38) See Ellen Yaroshefsky, *Cooperation with Federal Prosecutors: Experiences of Truth Telling and Embellishment*, 68 *FORDHAM L. REV.* 917, 961 (1999).

39) See Roberts, *supra* note 36, at 271-272

40) U.S. v. Valdez, 225 F.3d 1137 (10th Cir. 2000).

41) *Id.* at 1140.

42) *Id.* このほか、「あなたがた陪審はCおよびT証人が検察側への協力と引き換えに刑の減輕の期待を持っている証拠を見た。これらは絶対的下限刑つまり絶対に科される下限の量刑に関するものである。CとTは相当程度の協力を行っ

示の不十分さを主張して上訴した。第10巡回区控訴裁判所は「通常の証人の証言よりも注意を払って慎重に評価」すべきという説示がなされていれば「証言の疑わしさに関する性質について特別の指示をしなくとも違法を導かない」と判断した<sup>43)</sup>。

*Valdez*で被告人が求めた陪審説示の内容は、合衆国最高裁判例である *Washington v. Texas*からの引用であり<sup>44)</sup>、少なくとも共犯者証言に関する法的評価を適切に示したものと見える。しかし、公判裁判所と控訴裁判所はともにそうした説示の必要性を否定した。なぜ通常の証人とは異なる信用性評価が必要になるのか、どういった点で信用性が疑わしいかに踏み込むことは避けられているのである。

## ② 協力者説示が必要となる要件

そもそもあらゆる取引事件で協力者説示が必須とされているわけではない。「通常の証人よりも注意を払って信用性を吟味しなければならない」協力者説示が必要的なのは協力者証言に補強がなかった場合に限られる<sup>45)</sup>。補強のある事件では、協力者説示がなされなくとも信用性に関する

---

たと担当検察官が考えた場合には絶対的下限刑を下回るように求める申立てを行うという答弁取引を結んでいる。検察官がこの申立てを行わない限り、下限からの離脱はすることができない。申立てがなされた場合に減輕の有無・程度を決める裁量は私にある」との説示も行っている。この説示との関係でも被告人は違法を主張しているが、この点には立ち入らない。

43) *Id.*

44) *Washington v. Texas*, 388 U.S. 14 (1967). 同事件は共犯者証人に弁護側証人となる証人適格がないとしたことは第6修正の証人喚問権侵害に当たるとしたものである

45) *See U.S. v. Einfeldt*, 138 F.3d 373, 379 (8th Cir. 1997). もっとも陪審説示は公判裁判所の裁量が広く認められるから、補強のある事件で協力者説示がなされないわけではない。むしろ説示をする方が望ましいとされる。*U.S. v. Griffin*, 382 F.2d 823, 828 (6th Cir. 1967). そうであったとしても陪審説示をしなかった違法の最低ラインがどこにあるかを検討することの重要性は失われないう

一般的説示が行われていれば足り、適法と認められる<sup>46)</sup>。

信用性に関する一般的な説示とは、たとえば次のようなものを指す<sup>47)</sup>。

証人の証言を検討する際には以下の事項を考慮できる。

- (1) 証言する事項について見たり聞いたりする機会や能力
- (2) 証人の記憶
- (3) 証言を行う際の態度
- (4) 事件結果に対する証人の利益
- (5) 証人の偏頗や偏見
- (6) 証人の証言と矛盾する他の証拠の有無
- (7) 他の証拠に照らした証言の合理性
- (8) 信用性と関わるその他の要素

こうした概括的な説示だけでも、協力者証言に対する手続保障として十分な陪審説示が行われたものと理解されている。陪審が特に注意を払わなければならないのは補強のない協力者証言についてであって、それ以外は、通常の証人と同様に信用性を評価したとしても瑕疵があるとは考えられていない。模範陪審説示に従った信用性評価は、すべての協力者証言に当てはまるわけではないのである。

このような解釈を取ることができるのは、*Hoffa v. United States*が協力者証言に関する特別の説示を行っていなかったためである<sup>48)</sup>。合衆国最高

---

う。本稿は、陪審の事実認定が適切に行われたとみなせる一般的・抽象的な下限の条件に注目するものである。

46) なお共犯者の陪審説示も協力者説示と同様に裁判所がその説示を行わなかったことの違法性が補強の有無によって左右されることについてChristine J. Saverda, *Accomplices in Federal Court: A Case for Increased Evidentiary Standards*, 100 Yale L. J. 785, 795 (1990).

47) Model Crim. Jury Instr. 9th Cir. 6.9 (2022).

48) See *U.S. v. Cook*, 102 F.3d 249, 253 (7th Cir. 1996).

裁は同事件で反対尋問と陪審説示が加えられているから虚偽の危険性があるにもかかわらず協力者証言を証拠として許容できると陪審説示の重要性を強調した。しかし当該事件で行われていた陪審説示は信用性に関する一般的説示とほとんど変わらないものだった<sup>49)</sup>。同事件では「証言内容や証人が証言を行った状況、証人の信用性を示す事実を慎重に考慮すべきである。証人の知性や動機、精神状況、証言の際のふるまいを考えてなければならない。また証人と当事者の関係性も考えなければならない。受け取った便益や損失、脅迫、約束や被告人の有利・不利に証言する動機付けのある証人の態度などから、利己心があると示されている証人の証言は注意を払って考慮すべきである」との陪審説示が行われたのであって<sup>50)</sup>、協力者証人と通常の証人の信用性評価の違いを意識させる内容にはなっていない。にもかかわらず合衆国最高裁は違法がないと判断している。信用性に関する一般的説示が行われていれば十分と暗に評価しているのである。

これに対し、補強のない事件では協力者説示は義務づけられ、説示をしなければ違法と評価されうる<sup>51)</sup>。「情報提供者や共犯者の証言が当該事件において有罪を示す唯一の証拠であるなど重要である場合、情報提供者や共犯者の信用性に関する陪審説示を行わなかったことは破棄を導く違法となる」のである<sup>52)</sup>。

しかしここでいう陪審説示は、やはり模範陪審説示のような協力者説示にとどまり、通常の証人よりも注意度の高い基準で審査することを説明す

---

49) *Hoffa*では特別の説示も行われてはいるものの、その内容は証人の信用性に関する内容にはなっていない。したがって信用性に関する言及は本稿で引用した部分に限られると考えられる。*Hoffa*自身もこの説示を一般的説示と表現している。*Hoffa*, 385 U.S., at 311.

50) *Id.* at 312 n.12.

51) *U.S. v. Luck*, 611 F.3d 183 (4th Cir. 2010).

52) *U.S. v. Patterson*, 648 F.2d 625, 631 (9th Cir. 1981).

れば足りる<sup>53)</sup>。陪審が通常の証人よりも注意を払って検討したのであれば十分であって、それ以上に信用性評価を特殊なものへ変えることは考えられていないのである。補強のない事件は補強のある事件よりも協力者証言に対して手厚い保護を図られているのは確かだが<sup>54)</sup>、たとえば裏付け証拠がなければ協力者証言を信用してはならないなど、検討基準を厳格化するものにはなっていない。

### ③ 信用性を低める事情の重複

協力者証人が他の証人類型を兼ねることもある。特に協力者が被告人の共犯者でもあることがある。一見するとこのような場合にはより一層慎重な陪審説示が必要なようにも思える<sup>55)</sup>。

共犯者証人は、協力者証人とは異なる二つの理由で虚偽証言の危険が大きいと言われる。

第一は共犯関係における自分の役割を小さく見せるために他人の役割を大きく見せようとする動機づけがあるということである。誰が首謀者だったかによって共犯者間の責任の重さは変わりうる。他の共犯者の役割を誇張すれば自分の責任はおのずから小さくなる。そこで共犯者は責任転嫁の危険が大きい<sup>56)</sup>。

---

53) *See, e. g., Luck, 611 F.3d, at 187.*

54) *See Saverda, supra note 45, at 795.*

55) 共犯者証人は、協力者証人と同様に、それ自体虚偽証言を行う危険性が高いと見られる。そのため、特別の陪審説示を行うことが望ましく、特に補強のない事件では必須である。模範陪審説示には「証人は本件公訴事実の共犯者だと[認められる / 主張されている]。共犯者とは他のものの犯罪行為に任意かつ知悉して関与した者である。こうした理由から、[証人名]の証言を評価する際にはその証言が共犯者という立場によって影響を受けていないか、受けているとしてその範囲を考慮すべきである。加えて、[証人名]の証言は他の証人よりも大きな注意を払って検討すべきである」という共犯者説示が置かれている。Model Crim. Jury Instr. 9th Cir. 3.8 (2022).

第二は事件の詳細を知っているという点である。実際の犯行で起きた出来事を知悉しているために細部にまで行き届いた証言を行うことができる。それゆえ共犯者は証拠価値の高い証言ができる一方で、事実認定者の不信感を抱かせない形で嘘をつくことができる。犯行の内幕は共犯者でなければ分からないことも多く、密行的な部分は他の証拠から矛盾を指摘するのも困難になる。一見したところ信用性があるように見せながら虚偽証言を行うことがたやすい<sup>57)</sup>。

以上の特徴は純粋な協力者証人には見られない。協力者証人は被告人の事件に関与したとは限らず、必ず事実関係に精通しているとはいえないからである。虚偽証言の動機も異なっている。被告人に不利な証言をするのは取引の利益を得るために検察側の歓心を得なければならないからであって責任転嫁のためではない。

したがって、単なる協力者証人よりも協力者でもあり共犯者でもある証人の方が虚偽の危険性は大きくなるようにも思える。捜査・公判協力型取引によって検察側から利益を得ているだけでも虚偽の危険性は高いのに、さらに共犯者でもあるのであれば虚偽証言の動機づけは重畳して大きくなるのではないかと考えられるのである。

しかしながら、連邦控訴裁判所は共犯者説示か協力者説示のいずれかがあれば十分だと理解している<sup>58)</sup>。共犯者説示と協力者説示はどちらも「他の証人よりも大きな注意を払って検討すべきである」と説示する点で実質的には同じであって、両者の間に違いはないとされる<sup>59)</sup>。証人が共犯者で

---

56) Saverda, *supra* note 45, at 785.

57) *Id.* at 786.

58) *See, e.g.*, U.S. v. Wheaton, 517 F.3d 350 (6th Cir. 2008); U.S. v. Garcia, 562 F.3d 947 (8th Cir. 2009); U.S. v. Morgan, 555 F.2d 238 (9th Cir. 1977); U.S. v. Thorne, 527 F.2d 840 (D.C.Cir.1975). また刑事免責に関する説示と共犯者説示の重複に関するものとして、*See, e.g.*, U.S. v. Lopez-Cotto, 884 F.3d 1 (1st Cir. 2018).

59) Morgan, 555 F.2d, at 243; *See also* U.S. v. Newton, 891 F.2d, at 950.

あり協力者でもあることは陪審説示の上では重畳的ではなく重複的であって、単なる協力者にとどまる者と信用性の評価基準は変わらない<sup>60)</sup>。

#### ④ 薬物中毒情報提供者

以上に対し、より具体的な信用性の説示を行う場合がある協力者証人が薬物中毒者でもある場合、薬物中毒情報提供者（addict-informant）の説示が行われうる。薬物中毒情報提供者の説示では「麻薬の常用者は薬物の供給や薬物使用の習慣を支えるための金銭を必要とし、薬物の供給が途絶えるという点で拘禁に対する通常ではない恐怖を持ちうる。加えて、事件当時マリファナやコカイン、アルコールの影響下にあった証人は発生した出来事の記憶を損ねている可能性がある」ことを踏まえて信用性の評価をすべきことを指示する<sup>61)</sup>。薬物の依存性の高さから処罰を逃れる動機づけが強いということ、薬物の影響で事件を正しく認識できていない可能性があることの2点が強調されており、信用性評価の際に注意すべきポイントを指摘する点が単なる協力者説示とは異なる。協力者証人は取引の利益を図るために利己的な動機を持ちうるが、薬物中毒であればその中毒性ゆえに動機はさらに強くなるとも考えられる<sup>62)</sup>。また、薬物を使用したことによって知覚・記憶・表現の各能力が低下した可能性も認められる。こうした虚偽証言の危険が薬物中毒情報提供者の説示を特別に行う根拠となっている。

しかし、薬物中毒情報提供者の説示はごく例外的場合にしか義務づけら

---

60) もちろん、実際には共犯者が協力者になることが多い。協力者証人が共犯者を兼ねていることが多数を占めると解されるため、協力者証言の説示には共犯者の危険が織り込み済みなのだと考えることもできるかもしれない。しかし、そうであるとすれば協力者の陪審説示は共犯者説示よりも厳格な陪審説示になっていなければならないだろう。いずれにしても連邦控訴裁判所はそのような理由を挙げて協力者証言の説示を不要とするのではない。

61) See, e.g., U.S. v. Austin, 215 F.3d 750, 752 (7th Cir. 2000).

62) See U.S. v. Williams, 809 F.2d 75, 87 (1st Cir. 1986).

れない<sup>63)</sup>。証人が中毒者か否かについて争いがあったり、情報提供者の薬物中毒状況について反対尋問がなされていたり、情報提供者の証言を注意して吟味すべきという陪審説示がなされていたり、情報提供者の証言に補強のあたりする場合、薬物中毒情報提供者の説示の必要性は低下する<sup>64)</sup>。薬物中毒者の説示が不要となるためにはこれらすべての要素が満たされている必要はない<sup>65)</sup>。

したがって、薬物中毒情報提供者の説示が必要的なのはごく限定的な事件である。単なる協力者証人の場合と同様に、詳細かつ厳格な説示を行うことには消極的といえるだろう。特に説示の必要性を下げる要素の一つに薬物中毒に関する反対尋問の実施状況が挙げられていることが注目に値する。これは反対尋問で薬物の依存状態や記憶の減退について攻撃防御が尽くされているならば、わざわざ裁判所が陪審説示をする必要性は低下するという択一的な関係があることを意味する。反対尋問こそ証人の信用性を弾劾する第一義的な手段だということを併せ考えれば、証人の証言の危険性は当事者による反対尋問の中で指摘されるのが本来であって、そうであるべきだという前提のあることが分かる。

## 4 考 察

以上をまとめると次のようになる。

第6修正の対決権保障は協力者証人に対する反対尋問にも及ぶ。しかし、それは捜査・公判協力型取引を結んだ事実が弾劾事実として特殊だからで

---

63) Rachel M. Witrol, *Dickey v. State: Jury Instruction on Drug Use and Its Concomitant Effect on Eyewitness Credibility*, 68 Md. L. REV. ENDNOTE 104, 111 (2009). また、薬物中毒情報提供者の説示の沿革についてはWilliams, 809 F.2d, at 87 n.11が詳しい。

64) *See. e.g.*, U.S. v. Vgeri, 51 F.3d 876, 881 (9th Cir. 1995).

65) U.S. v. Maggard, 56 F.3d 843, 851 (8th Cir. 1998).

はなく、偏頗というカテゴリ全体が特に手厚い保障が必要な弾劾類型だからだった。偏頗に当てはまるからこそ対決権の保障が及ぶのであって、取引事実が特に重要な重みづけを与えられているわけではない。

また、陪審説示との関係でも、協力者証人のために必要な説示はごく大雑把なものである。第一に、そもそも協力者証言に補強がある事件では協力者説示は必要ではなく、通常信用性の説示が行われていれば十分である。通常の事件と変わらない基準で陪審が信用性判断をしても問題は生じない。第二に、補強のない事件であっても協力者の信用性評価のために必要な説示は「他の証人よりも大きな注意を払って検討すべき」ことにすぎない。それ以上に詳細な説示は不要であり、なぜ・どういう点で具体的に慎重な吟味が必要なのかは明らかにされなくてもよく、ましてや、補強法則があるかのように極めて厳格な基準で信用性を審査することは求められていない。このことは、協力者証人が共犯者の立場にある場合も同様である。一見すると二つの属性を持つことで類型的虚偽のおそれは大きくなるようにも思える。にもかかわらず、協力者説示か共犯者説示が行われ、通常の証人より大きな注意が必要なが説明されていればよい。これ以外に何か特別の説示が必要になるということはない。以上に対し、協力者が薬物中毒者である事件では詳細な説明が必要になる場合があることは認められている。しかしそれはごく例外的な事件にとどまる。

協力者証人の類型的な虚偽のおそれにもかかわらず、対決権上保障される弾劾事実のうち特に強い保護を与えられているわけではない。また、信用性評価の上で具体的に厳格な基準が必要となるわけでもない。合衆国最高裁や連邦控訴審のこうした態度の背景には証人の類型的な信用性を考えることの困難と自由心証主義の二点が関係するように思える。このことを第7巡回区控訴裁判所の*United States v. Cook*を例にとって考えたい。

被告人の公判審理で捜査協力の対価として3500ドルを受け取っている証人が証言したため「金銭報酬や処罰の回避その他の個人的理由から他人に不利な証拠を提出する情報提供者の証言は、そうした動機付けのない通常

の証人の証言よりも注意を払って吟味しなければならない」、「陪審は情報提供者の証言が利己心や検察官と結んだ合意、公判結果に対する利益、被告人に対する偏見の影響を受けていないかを判断しなければならない」という概ね模範説示と同様の協力者説示を求めた<sup>66)</sup>。しかし、公判裁判官は本件証人が情報提供者には当たらず、一般的な信用性の説示で足りるとして被告人の請求を退けた。「あなたがた陪審は証人の信用性および証言の重要性の唯一の判断者である。証人の証言を評価する際には、証人の知性や能力、目撃の機会、年齢、記憶力、証言態度、証人の持ちうる利益や偏頗、偏見その他本件における全証拠関係に照らして証言の合理性を考慮することができる」という信用性の説示が本件では行われた<sup>67)</sup>。

第7巡回区控訴裁判所は本件証人が情報提供者に当てはまるとした上で「情報提供者の証言が特に疑わしいことを示す陪審説示はあらゆる事件で必要とはいえ、また常に説示されるべきものでもない」と判断した<sup>68)</sup>。同裁判所によれば「陪審説示は本当に大事な事柄に陪審の注意を集中できるように可能な限り短くすべきである」<sup>69)</sup>。その理由は弁護人の反対尋問や最終弁論によって証人の信用性の問題点は十分に明らかにできるのであって、単なるその反復にすぎない陪審説示はすべきではないからである。さらに第7巡回区控訴裁判所は次のように述べる。

情報提供者に関する特別の説示は偏頗に関する当事者の攻撃防御を考慮した上で通常証人よりもなお信頼性が低いということを説明するものである。しかしなぜそのようにすべきなのだろうか？ 刑事裁判における多くの証人は信頼性がない。被告人の共犯者であったり、犯罪を生業としていたりするのである。大半は法に従わずに重罪で有

---

66) Cook, 102 F.3d, at 250.

67) *Id.* at 251.

68) *Id.* at 252.

69) *Id.* at 251.

罪となった犯罪者である。その中には偽証も含まれる。目撃証人である被害者でさえ記憶の欠如や身体的特徴の区別の困難、処罰への希求から信頼性のない証言をすることがありうる。あらゆる証言がそうしたリスクを孕むのである。違いは証言の出所と誠実性であり、どのような証言であれば信頼性が最も欠けるのか一般化することは難しい<sup>70)</sup>。

それゆえ協力者証人の陪審説示にはカテゴリーカルなルールを設けるべきではなく、具体的事件ごとに公判裁判官が陪審説示を行うべきか検討するのが適切だと同裁判所は述べる<sup>71)</sup>。補強の有無等にも照らして、「情報提供者が通常とは異なる大きなリスクをもたらし、当該事項について注意を引かない限り陪審が過小評価をしようと裁判官が危惧感を覚えたような場合」には協力者説示が適切となるが、そうでなければ一般的な信用性の説示があれば十分である<sup>72)</sup>。

*Cook*の判示で注目すべきなのは、第一に、協力者証人には典型的に「通常の証人の証言よりも注意を払って吟味しなければならない」説示を正当化するほど特別の危険があるとはいえないとする点である。*Cook*はそのことを他の証人類型との比較から述べる。前科等によって誠実性に疑いのある証人はもちろん、目撃証人など善意の証人であったとしても証言に誤りが混じるおそれのあることは広く知られている。また、対決権保障との関係で論じたように、取引を結んだ事実だけが著しく信用性を減殺する事情だとはいえない。偏頗という弾劾カテゴリーには捜査・公判協力型取引のほか、人種的偏見や個人的な憎悪、性的関係が含まれ、これらもまた対決権の保護に値する。にもかかわらず協力者証人だけは通常の証人とは異

---

70) *Id.*

71) *Id.* at 252.

72) *Id.*

なる特殊性があるとすれば、それは何によるものかが問われなければならない。協力者証人が特に注意を払うべき証人に該当するならば、差別主義者である証人などについても同様と考えるのが自然なようにも思える。あらゆる証言に虚偽のリスクは認められ、その多くは比較不能である。

*Cook*のこうした指摘は信用性に関する類型的な線引きをすることの困難を意味している。具体的事実関係を抜きにして、ある証人の信頼性が他よりも低いとアプリアリに見る根拠が欠けているのである。

確かに協力者証人には類型的な虚偽のおそれがある。しかし、捜査・公判協力型取引を結んでいるため信用性に疑いがあるという事実は反対尋問で追究されるべき内容そのものであり、通常は当事者同士の攻撃防御によって具体的に示されると考えられる。にもかかわらず、あらゆる協力者証人に対して特別の陪審説示が必要なのだとすれば、一種の二重計算をしていることにもなる。それは信用性を過度に低く見積もることにもなりかねない。

厳格な信用性の基準を説示することに消極的な控訴裁判所の態度は、第二に、事実認定の専権は陪審が担うこととも関連すると考えられる。証人の信用性や証言の重要性を評価する権限は裁判官ではなく陪審にある。しかし裁判所は陪審説示によって事実認定の方向性を左右する潜在的な力を持っている。ある特定類型の証拠についてどのように考慮すべきかを指示する証拠説示は、まさにその典型といえよう。

陪審説示は、信用性に影響すべき項目や重みづけを先取りすることによって、陪審の自由な判断に委ねられるべき事実認定の領域に介入する余地を残している<sup>73)</sup>。それは本来自由に行われるべき事実認定に不当な影響

---

73) See Evan C. Miller, *Impermissible Instructions: State v. Henderson and the Ebbing Utility of Eyewitness Evidence*, 66 RUTGERS L. REV. 803, 812-813 (2014); Note, *Making the Jurors the Experts: The Case for Eyewitness Identification Jury Instructions*, 52 B. C. L. REV. 651, 671 (2011); Erickson, *supra* note 31, at 289 (1993).

をもたらすことになりかねない。控訴審裁判例の中には、協力者証人に注意を払うべきこと以上の説示が必要だとすれば、協力者証言を完全に無視するように求めることにほとんど接近するとの懸念を表明するものもある<sup>74)</sup>。特別の注意が必要な理由と基準を具体化し、陪審が厳格な審査を行うことを実質化することになれば、裁判所が新たに証拠法を立法したこととほとんど等しいようにも思える。

要するに、証人の信用性に関する陪審説示を行うことは、具体的事案に即して柔軟に行われるべき事実認定を型にはめるものとなる。信用性評価のルールを抽象的に策定することは自由心証主義の制約となる危険がつきまとうのである。

## 5 おわりに

協力者証言の類型的虚偽のおそれは高い。しかし、そこから直ちに信用性評価を厳格にしなければならないとはいえない。

第一に、取引を結んだ協力者証人の信用性が他の証人と比べて著しく低いと見る根拠は乏しい。仮に厳格な信用性評価が必要だとするならば、虚偽のおそれの認められる他すべての証人もまた等しく扱うべきである。しかし、いかなる証人であれば慎重に信用性を評価すべきであり、どのような証人でなければ注意を要せず信用性を評価してよいのか、線引きは困難である。

第二に、協力者証言の信用性基準を具体化したり、厳格化したりすることは自由心証主義との関係で問題を抱える。信用性の基準を一般的かつ抽象的に定めれば事案に即して行われるべき柔軟な事実認定の領域を狭めることになる。基準を詳細にするほど協力者証言を否定する方向に近づき、許容性を認めないことにほとんど接近する。

---

74) U.S. v. McGuire, 27 F.3d 457, 462 (10th Cir. 1994).

証人の類型的虚偽のおそれを理由に厳しい信用性評価の基準を設けることには以上のような問題がある。そのために連邦の裁判所は慎重な立場を取っていると解される。協力者証人の虚偽証言の危険は本来的には反対尋問の中で具体的かつ説得的に指摘すべきあり、特に厳格な基準を使って信用性評価を行うよう指示すべき理由はないという考えがその背景にはあると見られる。

（大東文化大学非常勤講師）